

理 由 書

東海村公共下水道は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的として、昭和 58 年に排水区域約 511ha を都市計画決定し、その後、4 回の都市計画の変更を経て平成 31 年に排水区域を約 1,590ha に定め、順次整備が進められているところである。

「東海村衛生センター」（以下、「本施設」という）は、平成 2 年に「汚物処理場」として都市計画決定され、平成 4 年に供用を開始してから現在に至るまでの約 33 年間、東海村内で発生するし尿・浄化槽汚泥処理を一手に担ってきた施設である。

本施設を設置している白方地区は、北側に一級河川久慈川が流れ、東側には太平洋が広がる東海村北東端に位置しており、「東海村都市計画マスタープラン」においては、集落地の住環境を維持しながら周辺の自然環境と共生していく地域とされている。

本施設での処理量は、下水道普及率（令和 5 年度末：92.1％）の向上に伴い、汲み取り槽や単独・合併処理浄化槽から公共下水道への転換が進み、日平均の搬入量はピーク時の約 40k1（平成 6 年）から約 13k1（令和 4 年）まで減少してきている。一方で、近年、東海村公共下水道の整備は概成を見据えた段階に入ってきているが、下水道事業計画区域外とする可住地も一定程度残る計画であることから、し尿・浄化槽汚泥の搬入量が無くなることはなく、今後 10 年以上にわたり、日平均 10k1 程度が見込まれるところである。そのような中、本施設は経年劣化が著しい機械・電気設備の修繕・更新等を併行しながら、し尿・浄化槽汚泥処理業務を継続している状況であり、今後、大規模な改修が必要となっている。

このような経過から、関係機関との協議の結果、本施設では、これまでのし尿・浄化槽汚泥の処理を中止し、公共下水道に放流する施設へ改修する計画とされた。

以上のことから、東海村では、将来にわたって適正な生活排水処理を行うための基本方針としての計画「東海村生活排水処理基本計画」を定めるとともに、「し尿処理施設整備基礎調査」を実施し、茨城県の汚水処理施設整備構想（生活排水ベストプラン：令和 4 年度／第 4 回改定）の「広域化・共同化メニュー」において、「し尿処理施設（東海村衛生センター）と流域下水道との統合」を位置付け、令和 5 年度に那珂川・久慈川流域別下水道整備総合計画、令和 6 年度に下水道事業全体計画にも反映したところである。

これらのことから、都市機能と公衆衛生の健全な発達・向上に寄与するとともに、施設の適切な維持管理及び運営に資するため、本案のとおり都市計画を変更するものである。

なお、改修後の本施設が、供用開始となる時点で、「都市計画汚物処理場」の廃止手続きを取ることを予定している。